

教育委員会 8 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令 6 年 8 月 8 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 大脇 忠 委 員 安井 友香
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 杉江 圭司 学校教育課主幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図書館長 吉村 きみ まちづくり協働課長 井上 紀和 文 化 課 長 川原 知佐栄 参事兼スポーツ課長 田口 浩一 教育政策課主幹 豊田 幸一
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	0 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 2 0 分

< 前回会議録の確認 >

7 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、8 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1～2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、7 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P3）

(3) 菱野団地における新小学校（現 八幡小学校）の施設概要について

- ・菱野団地における新小学校（現 八幡小学校）の施設概要について報告があった。（教育政策課長 資料 P4）

（質疑応答）

加藤委員	体育館を新設することですが、現在の体育館はいつ頃解体されるのでしょうか。
教育政策課長	新小学校の新しい体育館のスケジュールについて、お話をさせていただきたいと思います。新しい体育館の建設につきましては、令和 7 年度に設計、令和 8 年度には工事を行い、令和 9 年度の夏頃の完成を目指しております。このため、既設の体育館につき

	ましては新しい体育館が完成した後の令和 9 年度中に解体し、駐車場の整備を行ってまいりたいと考えております。
加藤委員	そうすると新しい体育館ができてから現在の体育館を解体するということですね。駐車場は令和 8 年度中に整備ができるのですか。
教育政策課長	現段階ではまず新しい体育館を完成した後に、既設の体育館を解体するということでございます。駐車場整備については、タイミングによっては遅くなる場合があるかもしれません。
加藤委員	確認ですが、現在の体育館が解体されて使えず、新体育館もまだできていないという期間はないということでしょうか。
教育政策課長	そのような状態にはならないと考えております。
加藤委員	次にプールについてです。令和 6 年 2 月の整備案では八幡小のプールを壊して光陵中のプールを使うという案だったのですが、今回、方針を変えて、八幡小の現在のプールを改修して使用するとのこと。現在の八幡小プールを改修するスケジュールについて、設計、工事の期間を教えてくださいませんか。
教育政策課主幹(施設)	プールにつきましては、令和 8 年度から使用できるように、令和 7 年度末までには設計および工事を完了させたいと考えております。
加藤委員	そうすると、あと 1 年半位ぐらいで設計から工事まで完了する予定ということでしょうか。
教育政策課主幹(施設)	その通りです。
加藤委員	現在のプールは相当老朽化していると思いますが、改修の規模感、費用として概ねどの程度の規模を見込んでいますか。
教育政策課主幹(施設)	予算要求段階で、2500 万円を予定しております。
加藤委員	2500 万円ぐらいというのは、プールが水漏れしないようにするとか、プールサイドに安全対策をするとか、そうしたレベルの修繕と認識すればよろしいですか。
教育政策課主幹(施設)	その通りです。プール槽の防水、濾過器の修繕、プールサイドの改修等を考えております。
加藤委員	八幡小のプールの場所については、令和 6 年 2 月の案では駐車場ができる予定でしたが、現在のプールをそのまま使い続けることによってどのような影響が生じたのですか。例えば、駐車場の台数が少なくなるだとか具体的なことを教えてくださいませんか。
教育政策課長	当初の提案では既設のプールを解体することを視野に入れており、解体後のスペースを駐車場として整備する計画でしたので、駐車場の面積は減少いたしますが、プールを残す現計画においても合計で約 120 台の駐車場を確保できますので、プールを残す影響はほとんどないものと考えております。

加藤委員	従来は、八幡小の児童が光陵中のプールを使うという案でした。八幡小と光陵中は小学校と中学校の距離でいうと、かなり近い距離にあると思います。今回、計画を変更したのは、おそらく移動についての懸念だと思いますが、距離が近い学校間においてもこうした懸念があるという事例ができてしまうと、将来、小学校のプール授業において、中学校のプールを使うということはなかなか難しいのではないかと思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
教育政策課長	委員がおっしゃる通り、保護者の方からは、暑い中で児童が歩くことへの懸念が非常に多くありました。将来のプール授業の在り方については、ご指摘の通りではありますが、安全な移動手段が確保できれば、そうした懸念も回避される可能性はあると考えております。
加藤委員	移動手段については、例えばバスを使うことだと思います。近隣の市町では、民間プールを使ってプール授業をやることを検討しているところが結構あるように聞いております。そうした中で移動について、バスを使うことは、バス事業者も運転手なども不足しているということで、なかなか難しいという意見もありますので、プール授業の取り扱いについては引き続き検討されていくということだと思います。児童が暑い中で移動するということをももちろん大変ですし、一方でプール施設がどんどん老朽化しており、何らかの手を加えなければいけないが、今まで通りのやり方で良いのかということもあるので、よくご検討いただきたいと思います。

(4) 令和6年7月情報公開請求について

- ・令和6年7月情報公開請求について2件の請求があったことの報告があった。(学校教育課長 資料P5)

(質疑応答)

加藤委員 (事前)	この報告にある学校教育企画委員会というのはどういったものですか。
学校教育課 主幹(指導)	学校教育企画委員会は、校長会、教頭会、事務職員会、教務主任者会、校務主任者会、養護教諭部会のそれぞれの代表者と教育委員会の指導主事で構成されている委員会でございます。内容としましては、瀬戸ティーチャーズアカデミー、まるっとせとつ子フェスタなど、市内の教育関係の大きな行事の企画や運営、それから市内の教育全般に関わる研修などの企画立案などを行っております。瀬戸市の教育の方向を決める大切な会議体の一つです。

(5) 物損事故の専決処分について

- ・令和6年5月28日に図書館において、2件の物損事故が発生し、賠償等について、6月11日に専決処分を行ったことの報告があった。(図書館長 資料P6)

(質疑応答)

加藤委員	今回の事故は、どこかに取り付けてあった経路を示す案内看板が強風で外れて飛んでしまって、車にぶつかったということでしょうか。
図書館長	案内板については、何かに取り付けているものではなく、カラーコーンのような材質のもので、案内が必要な場所に置いていたものです。

加藤委員	必要があるのですといったものを設置していたと思いますが、再発防止策は何か取られたのでしょうか。
図書館長	この案内表示につきましては、敷地内の経路を変更した際に、最初はわかりにくいということで置いていたものです。現在は道路に示している案内表示でことは足りてきておりますので、設置しないようにいたしました。

(6) 図書館の特別整理休館について

- ・図書館（本館・地域図書館）において、蔵書点検及び館内整理のため、令和6年9月21日（土）～9月30日（月）の間特別整理休館となることが報告された。（図書館長 資料P7）

2 議 案

第26号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について

- ・教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について説明があった。（教育政策課長 資料P8、別添資料1）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

第27号議案 令和6年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について

- ・令和6年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について説明があった。（教育政策課長、学校教育課長 資料P9、当日配布資料）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

（質疑応答）

加藤委員	八幡小の通学路調査設計業務委託についてですが、これは学校が統合されるので、特定の場所について、通学路の安全確保のために改良工事をするという目的があって、その前段階として設計調査などをするという理解でよろしいですか。
教育政策課長	はいその通りです。今回の統合にあたり、PTA や地域に説明する中で、通学路のことを皆さん心配されております。今回の業務委託の内容については、具体的には2ヶ所あります。1つ目が緑町の交差点を渡った所で、ちょっと細かい話になりますが、栄交通や後藤内科クリニックの手前に細い道がありますが、その道路を通学路とすると非常に交通量が多く、危険だと考えておまして、そこを回避する通路を設置するための調査設計でございます。2つ目は八幡小北側の登校用の出入口の設置について、調査、設計、測量を行い、手法等について検討するものです。子どもたちの安心安全な通学を最優先課題と考え、こうした調査、設計等を行っていくものでございます。
加藤委員	小中学校の樹木点検業務委託についてですが、年度途中にこうした点検をする理由は何でしょうか。
教育政策課長	本年に入って瀬戸市が所管する施設において、樹木が倒れる事故がありました。教育委員会としても子どもたちの安心、安全を確保しなければならないということで、学校敷地にある樹高が3メートル以上で、幹の周りが30センチ以上の樹木について、

	倒木などの危険性がないかを点検するものでございます。市においては、他の施設についても順次、調査を進めているところでございます。
加藤委員	にじの丘学園の浄化槽の増設についてですが、これは児童生徒数の増加に伴って、現在の浄化槽では対応できなくなったためという理解でよろしいですか。
教育政策課 主幹(施設)	その通りです。にじの丘学園の開校時の児童・生徒数は約 850 人程度だったのですが、それが現在は 1100 人以上に増えており、それに対応するための浄化槽を増設したいと考えております。
加藤委員	人数については、前年からわかっていたと思うのですが、この予算が当初予算ではなく、補正予算になった何か特別な理由があるのですか。
教育政策課 主幹(施設)	現在の浄化槽にいて、浄化槽点検者や工事施工者と検討して機器の流量調整等に対応してきたのですが、児童・生徒数が年々増加しており、さすがに対応できないということで今回、補正予算で計上いたしました。
加藤委員	分かりました。そうすると既設の浄化槽で対応したいと考えていたけれども、それは無理だというのが今年度に入って分かったので、補正予算で対応せざるを得なかったという事ですね。
教育政策課 主幹(施設)	その通りです。

第 28 号議案 交通事故に係る和解について

- 令和 6 年 5 月に瀬戸市学校給食センター敷地内で発生した物損事故の和解について説明があった。

(学校給食課主幹(給食) 資料 P10)

- 議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

(質疑応答)

稲垣委員	この損害賠償額について、弁護士のチェックはされていますか。
学校教育課 主幹(給食)	こちらの内訳については、修繕費が約 45 万円、レッカー代が 1 万 1000 円ほど、代車が 13 万 5000 円ほどということであわせてこの金額になるということで、相手方と私も双方で確認をしているところでございます。
稲垣委員	法律家のチェックは特にしていないということよろしいですか。
学校教育課 主幹(給食)	この件については、協議による決定ではなく、実際に修繕にかかった費用等を損害額として和解をするものなので、金銭的に相手方と協議するような必要がなかったということでございます。
稲垣委員	わかりました。内訳にある修繕費用等の客観的に出てくる評価が変わるものではないと思いますので、それで結構です。

第 29 号議案 瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について説明があった。(参事兼スポーツ課長 資料 P11、別添資料 2)

- 議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

※留意事項を付して回答文を作成することとした。

(質疑応答)

加藤委員	社会教育については、基本的には教育委員会の所管として残り、補助執行という形で継続していくということになると思うのですが、具体的に今のまちづくり協働課が補助執行している業務のうち、どの業務が移管されてどの業務は補助執行として残るのか教えていただけますでしょうか。
まちづくり協働課長	補助執行で教育委員会の所管として残るものは、社会教育に関することとして、当課が所管しております社会教育委員事業、生涯学習推進事業、二十歳を祝う会の事業委託を想定しています。
加藤委員	学びキャンパスせとや大学コンソーシアムせとの事業については、どのようになりますか。
まちづくり協働課長	学びキャンパスせとに関しましては生涯学習推進事業の一つになりますので、補助執行に位置付けられると考えております。大学コンソーシアムせとに関しましては、市と大学がそれぞれ負担金を出し合う独立した組織であるため、補助執行の対象外として考えています。
加藤委員	今後の検討によっては、従来は補助執行でなかった事業が補助執行事業として、来年度から教育費として計上されることもあるという理解でよろしいですか。
まちづくり協働課長	現在、当課が持っている事業に関しては、新たに補助執行に加わるものは今のところないと考えております。
加藤委員	まちづくり協働課においては、今回は公民館関係の事業が市長部局に移管されて、一部は補助執行として残るという理解でよろしいですか。
まちづくり協働課長	その通りです。
稲垣委員	市が所管する事務と今回の条例によって教育委員会から移管される事務を一体的に進めることが総合的なまちづくりの観点から有効だというご説明はまさにその通りだと思います。ただやはりこれまでスポーツに関しても、教育委員会が担ってきた意味がありますし、また公民館や博物館が各法律に基づいて社会教育機関という立場で教育に関わるものです。まちづくりという観点が重要であることと同様に、教育的な観点もおざりにしてはならないというふうに思っております。 その上で、移管されたとしてもこうした教育的な観点というのはどのような形で守られていくのか、教育委員会と今後も連携することも残っていくのか、どういう形になるのかご説明いただけますでしょうか。
参事兼スポーツ課長	今回の条例制定による所管事務が移管されることにつきましては、令和元年6月7日付の文部科学省総合教育政策局長からの通知にもございます通り、あくまでも社会教育施設は、社会教育施設として残ります。ただしその扱い方について、各地域における経済の活性化とか、それぞれが持つ、資産の特徴を生かすために政策の一つとして有効活用するというところでございます。そこでは教育に関する部分を逸脱しないように通知の中でも担保されておりますので、その手法につきましては今後の検討になりますが、教育委員会と地域、市長部局との連携をとって適切にやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

稲垣委員	通知によると、法律としても教育委員会に協議しなければならないということなので、法律に基づき、教育委員会の意見が反映されるという理解でよろしいかということが一点と、その他についても、通知の趣旨に従って、学校教育との連携等を図るような制度、体制を持って今後も市長部局との連携が図られていくとの理解でよろしいかということの２点について、改めて確認させてください。
参事兼スポーツ課長	委員のおっしゃる通り、あくまでもこの通知に基づきまして適切に対応していくということでございます。
大脇委員	条例を制定するという事は、何か大きな具体的な目的とか必要性が生じて制定することが多いと思いますが、今回のこの条例制定の直接的な目的や必要性があったら教えてください。
参事兼スポーツ課長	今回、この条例制定につきましてはかねてから教育委員会の中でもご指摘があり、また、近年の基礎自治体における地域間の競争で地域の特色を出していくことが必要となってきております。そして、今回、市における組織改編の検討をしておりますので、それとあわせて、特例条例の制定を議案として提出させていただいたということでございます。
大脇委員	ということは、今回の条例制定は教育に関する組織を変えるための一つの手段という事なのでしょうか。あるいは、観光や産業の何か必要に迫られての話なのか、それとも人口減に対して市民を増やしたり、何か良くするための大事な条例なのか、そうしたことで今後、何か市を盛り上げるような計画があれば教えてください。
参事兼スポーツ課長	組織の関係につきましては第６次総合計画が終焉を迎えており、次の計画に向かうということ、それといかに市民にわかりやすく組織を構成していくかという課題があり、それに基づいて現在組織の検討を進めています。合わせて、補助執行の協定書について、ご指摘があったところを修正するため、今回、議案として上げているということでございます。行政組織上の話と行政事務分掌、ここの整合性を合わせるというところの話でございます。
教育委員会事務局	ここまで、各委員さんから様々なご質問があったところですが、本件について採択された場合、ご質問等を踏まえて、「事務の実施に当たりましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律、社会教育法及び国からの通知に基づき、今後も教育委員会や学校教育との連携に留意すること」という留意事項を市への回答につけさせていただきたいと考えております。 また、この条例案が市議会に上程されますと、今度は「地方教育行政の組織および運営に関する法律の第２３条第２項」に基づいて、市議会から教育委員会に対ししても、意見が求められることとなります。ただしこの意見を求められるスケジュールについては、次回の９月定例会の前までに意見が求められることが想定されます。 つきましては、急施その他やむを得ない事情により教育委員会の決裁を受けることができないことを理由に、瀬戸市教育委員会決裁規程第９条第１項に基づきまして、教育長の代決により、市議会に対して、本日の議決内容と同じ内容で回答させていただくことを前提として議決をいただければと思います。

3 その他

(1) クーリングシェルターについて

(質疑応答)

加藤委員	熱中症対策の一つとして冷房のある施設をクーリングシェルターとして使うという取り組みを各自治体でやっています。瀬戸市でも市役所の本庁舎や支所、瀬戸蔵、地域交流センター等がクーリングシェルターとして指定されています。教育委員会所管の施設で野外活動センターは指定されていますが、図書館や公民館が指定されていません。その理由について教えてください。
図書館長	図書館においては、特に熱中症が危惧される期間は夏休み期間であることから、本の閲覧、学習を目的として来館される方が席を使用しており、暑熱避難を目的として、来館される方の場所の確保が困難であるため、クーリングシェルターの指定から外れておりましたが、今後は、閲覧席以外に暑熱避難として利用する場所の確保いたしまして、クーリングセンターの指定施設の登録の手続きをしていきたいと考えております。
まちづくり協働課長	市役所の担当課からは、クーリングシェルターとして、事務員が8時間以上いる、一定の人数が集まれるフリースペースがある、全館空調の施設が案として示されております。一部の地域交流センターや公民館においてはこうした要件を満たさないため、クーリングシェルターとしては適さないという結論となりました。 しかしながら、その後に公民館内の図書館を活用して、積極的に受け入れを行なっている公民館も出てまいりましたので、そうした事例を他の公民館とも共有をしてみたいと考えております。
加藤委員	公民館がクーリングシェルターとして指定できないのは、事務員さんが8時間以内しかいないというのが主な理由ですか。
まちづくり協働課長	クーリングシェルターとして満たすには、事務員が8時間以上配置されていて、なおかつスペースがあって、空調が使えるかどうかというところで判断することになります。
加藤委員	先ほどのご説明では、クーリングシェルターとして活用できる公民館の事例が出てきたとのことですが、それはどこの公民館ですか。
まちづくり協働課長	効範公民館です。
加藤委員	効範公民館は今後、クーリングシェルターとしての指定を受けるということですか。
まちづくり協働課長	そのようにお願いをしてみたいと考えております。
加藤委員	効範公民館は自らもクーリングシェルターとして開放しても良いという意向だということですが、まちづくり協働課として他の公民館13館について、一部の日にちだけでもクーリングシェルターとして開放するという考えはなかったのでしょうか。
まちづくり協働課長	効範公民館において、図書館をうまく活用する事例が出てまいりましたので、これを共有して協力を求めていきたいと考えております。
加藤委員	公民館にはフリースペースもあると思うので、活用の仕方は十分あると思います。公民館の指定管理者がクーリングシェルターに指定されることについて、支障があると

	言っているわけではないということですか。
まちづくり 協働課長	公民館によっては夏休み期間中に子どもたちが学習できるスペースを提供するような取り組みを行っています。今回の件に関しては、図書館を使うという事例も出てきたので、共有を図っていきたいと考えております。
加藤委員	公民館については、指定管理者との協定書にも市の政策には積極的に協力するとうたわれておりますので、交流センターと同様に積極的にご検討を願いたいと思います。

(2) 部活動の地域移行について

(質疑応答)

加藤委員	先日、PTA の方々と懇談した際に部活動の地域移行について、大変関心が高いと認識をいたしました。中学校の教員にとって休日の部活動指導は大きな負担になっているという意見がありますが、瀬戸市教育委員会としてはどのように認識していますか。
学校教育課 長	部活動の指導が中学校の先生の負担になっているとの状況は認識しております。一方で学習指導要領においては、部活動について次のような記載がされています。 「生徒の自主的自発的な参加によって行われる部活動については、スポーツや文化、および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際地域や学校の実態に応じて地域の人々の協力、それから社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること」とありまして、現段階では教員の手を離れるものではないと考えております。 しかしながら、先生の負担は大きいものとなっていますので、そうした負担の軽減を図りつつ、子どもさんたちの放課後の有意義な過ごし方の提供、それからシステムとして持続可能な部活動の運営等を軸に地域等の皆さんの協力や連携によつての運営をしていく必要があると考えています。
加藤委員	私が今年度、学校訪問した中学校の学校経営案を見ると授業時間が終わるのが 15 時 50 分ぐらいです。それ以降が部活動の時間となっています。その一方で教員の勤務時間を見ると大体 16 時から 16 時 30 分の 30 分が休憩時間になっています。そうすると、毎日じゃないかもしれませんが、本来は休憩時間だけでも部活動に従事してはいけないので、休憩が取れていないのではないかと思いますのですが、各学校で設定している 30 分の休憩時間の実態について、どのように把握していますか。
学校教育課 長	実態としては部活動があるということで、休憩時間を割いて実施している場合があると認識しています。
加藤委員	部活動によって、先生の休憩が取れてないという認識を持っているという事ですね。次に、休日の部活動については、スポーツ庁が地域への移行を進めるという方向性を出しています。それを受けて各自治体の教育委員会が検討しており、近隣では長久手市が今年の 9 月から土、日、祝日、長期休業期間中の部活動の指導を民間事業者に委託しています。 また、春日井市では令和 5 年 10 月から教育委員会が休日の部活動を行う地域クラブを運営するという事で外部指導者や教員の兼職による休日の部活動指導が行われ

	ており、次の段階として令和 10 年度中に運営主体を教育委員会から民間事業者や競技団体などの地域団体へ移行するという方針が示されています。 さらに、他の近隣の尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町においても部活動地域移行検討委員会というような組織を立ち上げて、地域移行に向けた検討が進められていると聞いております。瀬戸市の場合は、部活動の地域移行に向けて、現在、どのような体制で、どのような検討状況にあるのか教えてください。
学校教育課長	部活動の地域移行については、昨年度から検討を進めております。昨年度は関連する部署を交えて意見交換を行ってまいりました。今年度は学校教育課の内部において、4 月から検討を重ねており、たたき台を作成いたしました。このたたき台をもとに数名の校長先生と現場を知る先生に意見を聞きながら進めており、昨日も 7 校の校長と学校教育課の私はじめ指導主事を交えて検討を行いました。手法等についてはまだ検討の段階ですが、例えばモデル的な学校を作ってはどうかということも含めて検討しているところです。いずれにしても今年度中には何らかの方向性を保護者の皆様や先生に示してまいりたいと考えております。
加藤委員	長久手市においては検討段階から保護者の代表の方、例えば PTA の方に入っていて、検討を進めてきているそうですが、瀬戸市の場合は、保護者や現場の教員の代表者を入れた検討組織を設けることは考えていないのですか。
学校教育課長	保護者の方に入っていていただくことは今のところ考えていませんが、PTA との懇談等も通じて、意見を伺ってまいりたいと考えていますし、場合によっては個別に意見を伺うといったことも考えております。また、学校の先生については校長先生から集約した先生のご意見を伺うという体制で進めていきたいと考えております。
加藤委員	そうすると、部活動の地域移行については、今年度中に具体的なものが示されるという理解でよろしいですか。
学校教育課長	今年度中にはどのような方向で進めるかといったことをお示しできるように現在進めています。
加藤委員	長久手市のように民間に委託していくのか、それとも春日井市のように、まずは教育委員会が運営する形で地域クラブの形を少しずつ整えていこうと考えているのか、そのいずれでもないのか、現段階でどのように考えていますか。
学校教育課長	長久手市の状況も聞いていますが、やってみてその後どうなるかは分からない部分もあると聞いていますし、春日井市については、現状で支障をきたしている点もあると聞いております。現段階で本市がどちらの形態をとるのかといったことは決まっておりません。
加藤委員	これまでの検討の中で休日の部活動を地域移行するにあたって、何が課題と考えているかを教えていただけますか。
学校教育課長	課題については、実際に運営する指導員の確保、現在も部活動指導員の配置をしておりますが、なり手がいないといったこともあります。また、先生の兼業が発生するならば、その手当も課題となります。 それから、他市町においては、実際に土日こういったものを開催した場合に蓋を開けてみたら子どもどもたちの参加が少ないといったこともありました。先生が教えないならばそこには行かないといった声も聞いておりますので、そういった子どもの意見

	だとかも実際に聞いてみてちゃんと運営ができる体制を組んでまいりたいと考えておりますので、そうした課題をみんなで検討しながら進めてまいります。
加藤委員	瀬戸市として考えているものを提示しないと意見も出てこないと思います。先ほどの話にあった今年度中にたたき台を示すということは、近隣他市より1年半から2年ぐらい遅れているのではないかと思います。そうしている間に民間事業者委託による地域移行が近隣で進んでいくと、休日の部活動を運営できるその民間事業者が既に他市に取られていて、受け入れてもらえなかったり、運営に問題がある事業者しか残っていないということにもなりかねないのではないかと思います。現在のところ、案として最有力なのは民間の事業者に委託するということなのか、それすらもまだ結論が出ていないということなのではないでしょうか。
学校教育課長	まだ民間に委託するかどうかは決まっておりません。この件については検討の段階でございます。先日のPTAとの意見交換の中でも民間に委託するよりも地域の保護者でやりたいといった声も多くありました。地域によっては、そういった方々を違うエリアに回すといったことも考えられるのではないかとといったことから、市で人材バンクを持つと良いのではないかと意見もいただいているところですので、民間がいいのか、春日井市のように教育委員会が入るのが良いのかも含めて考えているところです。
加藤委員	現在、学校の部活動指導員が充足できていない状況から考えて、民間の方に現在の中学校の部活動を担っていただくことを組織的にやろうとするのはかなり難しいと思うのですが、まだその可能性は捨てていないということですか。
学校教育課長	民間にお願いするシステムもありますし、地域の方々にという意見もいただいているところですので、両方を検討しているところです。
加藤委員	長久手市の場合は休日の部活動を地域移行するにあたって、民間事業者への委託する経費を教育委員会と保護者で折半するという考え方で参加者1人当たり月2000円を参加者から徴収するとしています。こうした受益者負担の考え方について、瀬戸市教育委員会としてはどのように評価していますか。
学校教育課長	受益者負担の考え方も無いとは思っておりません。そのように払ってもいいのではないかとという声も意見交換の中で出ております。
加藤委員	近隣市町においては、部活動の地域移行が瀬戸市より進んでいる状況です。そうすると、この地域の中で瀬戸市の教員だけが休日の部活動に従事することになって、負担が増えるということになりかねないので、検討も大事ですけども、検討のスピードを十分上げていただきたいと思います。いずれは部活動の地域移行を進めるという方針を持っているとのことなので、ある程度は近隣の市町と足並みを揃えるような形にしていかないと負担は学校の教員の方にかかりますし、ひいては生徒に対する教育がおろそかになりかねないと思いますので、ぜひ瀬戸市教育委員会としての検討を進めていただきたいと要望して終わります。
学校教育課長	応援ありがとうございます。検討のスピードを上げて教員の皆さんの負担感もなくなるような良い取り組みを考えてまいりたいと思います。

教育長	今の加藤委員と事務局とのやりとり聞いていただいておりますように、部活動の地域移行については、近隣市町と比べると遅れをとっている状況です。学校教育課長が答弁の中で申し上げましたように、部活動の地域移行についてのモデル校を近々に作って、先ほど加藤委員の方からもお話のありました休憩時間の問題も含めて、子どもたちが持っている部活動をしたいという欲求と先生たちの業務の負担の部分をうまく折り合わせるようなモデル地区を早急に立ち上げて検証したいということを検討しています。このことについては、ある程度の姿が見えたところで、予め教育委員の皆さん方にも資料提供していきたいと思っておりますので、その折に様々なご意見をいただけるとありがたいと考えております。
-----	--

(3) 日程について (資料 P12)

- ・令和 6 年 9 月定例教育委員会は 9 月 12 日 (木) 14:00 から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。
- ・令和 6 年 10 月定例教育委員会は 10 月 1 日 (火) 14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。

教育長

加藤 正彦

教育長職務代理

小澤 慎太郎